

## 地域生活支援事業の拡充内容

### 1 趣旨

令和3年度から<sup>がい</sup>障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域全体で支える体制として地域生活支援拠点等の整備に取り組む。地域生活支援拠点等の整備に当たっては、5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を備えることが求められており、既にある社会資源も含めた地域全体で支える支援体制を構築する。

地域生活支援拠点等の整備のスタートとなる令和3年度は、必要な5つの機能のうち、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成について取組を進めていくこととし、以下の事業にかかる財源は「<sup>がい</sup>障害福祉基金」を活用する。

### 2 内容

#### ○相談

- ・<sup>がい</sup>障害者相談支援事業委託料 88,985 千円（うち 23,015 千円）

委託相談支援事業所を2か所増設することにより、高齢者の地域包括支援センターと同様に日常生活圏域の7地区に各1か所相談支援事業所を配置する。

- 【追加事業所】
- ・障害者（児）相談支援事業所 ななくさ育成園
  - ・障害者相談支援事業所 コミセン希望 西谷

#### ○緊急時の受け入れ・対応

- ・地域生活支援拠点等緊急受入事業委託料 7,194 千円  
緊急時の短期入所先として2床を確保する。
- ・地域生活支援拠点等緊急対応支援事業扶助料 735 千円  
緊急時にヘルパー等を派遣する。

#### ○専門的人材の確保・養成

- ・講師等謝礼 1,363 千円（うち 180 千円）
- ・会場借上料 220 千円（うち 100 千円）
- ・地域生活支援拠点等研修参加負担金 180 千円  
支援者のスキルアップを図るため、研修会を開催する。